

三田市観光協会入会申込書

三田市観光協会々員に下記のとおり申し込みます。
なお、協会の趣旨に賛同をし、別紙承認事項を厳守します。

名称又は氏名： _____

〒

代表者氏名： _____

住所： _____

TEL： _____ FAX： _____

Web： _____

<観光協会入会を希望される動機、観光にどの様に寄与出来るのかをご記入ください。>

入会種別

事業所会員

一般会員

提出書類

入会承認書、営業販売品目が掲載されたパンフレット等、事業等の許可書があればその写し、その他協会が必要とする書類

入会申込について

※必要事項をご記入の上、ご持参くださるか、FAX 又は郵送にて観光協会事務局までご送付ください。

年会費について

事業所会員：一口 6,000 円から

一般会員：一口 3,000 円から

<三田市観光協会事務局>

住所：〒669-1531

三田市天神1丁目10-14（兵庫県阪神北県民局三田庁舎）

電話：079-561-2241 FAX：079-550-9011

三田市観光協会入会承認書

事業所会員

三田市観光協会に入会しようとする者は、次に掲げる条件を満たさなければならぬ。また、条件を満たさなくなった場合には、入会承諾の取消しその他三田市観光協会が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

- (1) 会則第2条の目的に賛同し、第3条の事業に協力でき、その活動に関与して主体的に推進する意思を有すること。
- (2) 個人の利益のために入会するのではなく、組織及び地域社会のために活動を行なえること。
- (3) 本会の名称を悪用しないこと。
- (4) 暴力団等反社会的組織及びその構成員が事業所の運営に関与していないこと。また、暴力団等反社会的組織もしくはその構成員に対し、金品等の提供や便宜の供与など社会的に非難される関係を有していないこと。
- (5) 当協会発行の広告類等への掲載及び宣伝については、協会の決定に同意すること。
- (6) 当協会事業及びイベント等の出店については、協会の決定に同意すること。
- (7) 入会后、悪質な行為やトラブルがあった場合は、観光協会を脱会させる等の措置を行う。

●該当項目に「はい」の場合(レ)を入れる。

- ① 三田市及び三田市近隣の事業所であるか
- ② 所在住所に事業所が存在するか
- ③ 販売営業品目等が関係法令に違反していないか
- ④ 社会問題を起こしている業種や事業でないか
- ⑤ 風俗営業及びそれに類似の業種や事業でないか
- ⑥ 占い、運勢判断、興信所、探偵事務所等でないか
- ⑦ 法律の定めのない医療類似行為を行なう業種や事業でないか
- ⑧ その他当協会が不適切と判断する業種や事業でないか

協会記入

上記条件及び該当項目の内容に相違ございません。

なお、承認事項等に変更があった場合は、直ちに協会に報告をして、再承認を受けます。

年 月 日

三田市観光協会様

事業者名称 _____

代表者氏名 _____ 印 _____

三田市観光協会入会承認書

一般会員

三田市観光協会に入会しようとする者は、次に掲げる条件を満たさなければならぬ。また、条件を満たさなくなった場合には、入会承諾の取消しその他三田市観光協会が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

- (1) 会則第2条の目的に賛同し、第3条の事業に協力でき、その活動に関与して主体的に推進する意思を有すること。
- (2) 個人の利益のために入会するのではなく、組織及び地域社会のために活動を行なえること。
- (3) 本会の名称を悪用しないこと。
- (4) 暴力団等反社会的組織に属していないこと。また、暴力団等反社会的組織もしくはその構成員に対し、金品等の提供や便宜の供与など社会的に非難される関係を有していないこと。
- (5) 入会后、悪質な行為やトラブルがあった場合は、観光協会を脱会させる等の措置を行う。

上記条件及び該当項目の内容に相違ございません。

なお、承認事項等に変更があった場合は、直ちに協会に報告をして、再承認を受けます。

年 月 日

三田市観光協会様

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

参考資料

三田市観光協会会則抜粋

(目的)

第2条 協会は、郷土文化の向上及び郷土愛の醸成をはかり、「花と緑と水のまち三田」の特色を活かした観光を目指し、近隣市町と連携し魅力ある観光事業を振興することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 観光事業の振興及び調査研究
- (2) 観光宣伝・紹介及び観光客の誘致
- (3) 観光資源の開発並びに保存
- (4) 観光施設の計画及び促進
- (5) 各関係機関及び関係団体との連絡協調
- (6) その他、協会において必要と認める事業